

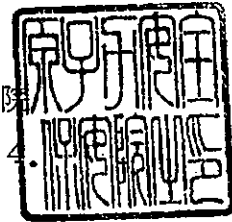
経済産業省

平成23・04・27原院第5号
平成23年5月27日

「高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて」（平成10・03・26立局第8号）の記載内容について

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-251c-11-4



原子力安全・保安院は、今般、「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針（平成23年4月8日閣議決定）に基づき、都道府県に対し、「高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて」（平成10年4月1日付け平成10・03・26立局第8号。以下「軽微な変更の工事の取扱いについて」という。）に関し、下記の事項について、改めて通知することとします。

記

1. 「通商産業大臣が認める者が製造したもの」について

高圧ガス保安協会の委託検査受検品のうち、高圧ガス保安協会が一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）及び一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（平成13・03・23原院第1号）で定める検査方法及び検査基準に従って、一般則第6条第1項第11号から第13号までについて検査を行ったものについては、「軽微な変更の工事の取扱いについて」1.の解釈のとおり、一般則第15条第1項第1号の「経済産業大臣の認める者が製造したもの」に該当する。

2. 「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」について

高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、「KHKS0803(2009)可とう管に関する検査基準」(対象は金属製の可とう管のみ)に基づく検査に合格した可とう管は、「軽微な変更の工事の取扱いについて」2.及び「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)」(平成19・06・18原院第2号)(2)第15条関係の解釈のとおり、一般則第15条第1項第1号の「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」に該当する。

3. 許可及び届出の不要な工事について

「充てん又は受入に係る可とう管(直接容器等に接続される部分のものであって高圧ホース及び金属フレキ管に限る。)」及び「消耗品(事業者が保安上特段の支障がないと判断したものに限る。)」の取替えは、「軽微な変更の工事の取扱いについて」8.の解釈のとおり、「許可及び届出の不要な工事」として取り扱う。